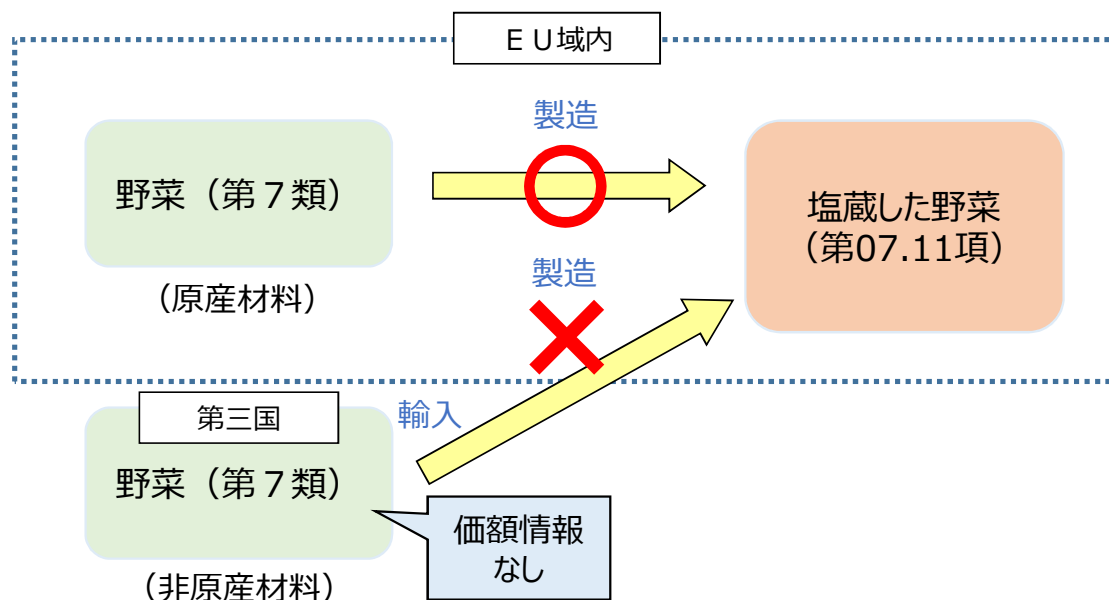


産品名	塩蔵した野菜	HS番号	第07.11項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	A (完全生産品)
品目別原産地規則	生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。		
概要	<p>材料を確認したところ、原材料である野菜（第7類）のうち、重量ベースで70パーセントは非原産材料を使用していることが判明。当該非原産材料の野菜は、EU域内において完全に得られるものではないことから、品目別原産地規則を満たしていない。また、証明者は製造に使用された非原産材料の価額情報を有していないことが判明したため、許容限度の規定※も適用できない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。</p> <p style="text-align: right;">※許容限度 日EU協定第3・6条</p>		



品目別原産地規則を満たすための要件

野菜（第7類）は締約国で完全に得られるものであることが必要

許容限度を適用するための要件

品目別原産地規則を満たさない全ての非原産材料の価額が製品のEXW又はFOB価額の10%を超えないことが必要